

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月12日
【四半期会計期間】	第153期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
【会社名】	株式会社 島津製作所
【英訳名】	Shimadzu Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 上田輝久
【本店の所在の場所】	京都市中京区西ノ京桑原町1番地
【電話番号】	京都(075)823局1128番
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 三浦泰夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目3番地
【電話番号】	東京(03)3219局5555番
【事務連絡者氏名】	東京支社 総務部長 河野正毅
【縦覧に供する場所】	株式会社島津製作所 東京支社 (東京都千代田区神田錦町1丁目3番地) 株式会社島津製作所 関西支社 (大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内) 株式会社島津製作所 名古屋支店 (名古屋市中村区那古野1丁目47番1号 名古屋国際センタービル内) 株式会社島津製作所 神戸支店 (神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内) 株式会社島津製作所 横浜支店 (横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第152期 第3四半期 連結累計期間	第153期 第3四半期 連結累計期間	第152期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	216,073	241,255	314,702
経常利益 (百万円)	16,003	22,261	28,377
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益 (百万円)	10,492	15,270	18,445
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	20,613	15,053	30,977
純資産額 (百万円)	199,668	219,985	210,017
総資産額 (百万円)	334,624	341,728	339,832
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	35.58	51.79	62.55
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	59.6	64.3	61.7

回次	第152期 第3四半期 連結会計期間	第153期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	13.75	16.87

- (注) 1 当社グループは四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2 売上高には、消費税等は含まれていません。
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としています。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
なお、平成27年4月1日付で、医用機器の販売関連の連結子会社2社を島津メディカルシステムズ株式会社として統合しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、米国では景気の安定した回復が続き、欧州では景気が緩やかに回復しました。また中国では経済成長のペースの緩やかな状態が続き、東南アジアでは経済成長のペースはやや減速しているものの、インドでは景気は緩やかに回復しました。日本経済は、経済対策・金融政策の効果などを背景に企業収益・雇用情勢の改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。

このような情勢のもとで当社グループは、中期経営計画に沿って、世界ナンバーワン・オンリーワン商品の投入、先進的な研究機関・大学や企業との共同研究の拡充、新興国市場での事業基盤の強化、アフターマーケット事業の拡大、新規事業の展開など、成長に向けた施策を積極的に進めています。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は2,412億5千5百万円(前年同四半期比11.7%増)となり、営業利益は222億4千5百万円(同50.6%増)、経常利益は222億6千1百万円(同39.1%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は152億7千万円(同45.5%増)となりました。

セグメントの業績は、つぎのとおりです。

①計測機器事業

日本では、化学、医薬、鉄鋼などの分野が好調な他、大学・官公需が好調で、液体クロマトグラフ、試験機、ガスクロマトグラフの売上が拡大しました。

北米では、製薬やペインマネジメント需要の回復が見られたヘルスケア分野で、液体クロマトグラフや質量分析計が増加しました。欧州では、製薬・化学分野における液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフの増加などで売上は堅調に推移しました。

中国では、素材分野での厳しさはあるものの、官公庁向けや製薬・受託分析分野、石油・石炭化学分野で液体クロマトグラフや質量分析計、ガスクロマトグラフが好調で全体の売上が増加しました。また、東南アジア・インドは、官公庁向けや製薬分野等の民需で液体クロマトグラフや質量分析計が好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は1,480億7千8百万円(前年同四半期比13.0%増)、営業利益は215億4千9百万円(同38.3%増)となりました。

②医用機器事業

日本では、前年度の消費税増税の影響から回復し、X線テレビシステムや一般撮影装置などが増加しました。

北米では、デジタル式回診用X線撮影装置やX線テレビシステムの新製品などが好調で売上が増加しました。また東南アジアでは、血管撮影システムや多目的のX線テレビシステムの売上が大幅に増加しました。

一方、欧州では、東欧の市況が低調に推移し、減少しました。また中国でも入札手続きの長期化や競合激化が影響し厳しく推移しました。

この結果、当事業の売上高は445億9千9百万円(前年同四半期比9.3%増)、営業損失は2億2千5百万円となりました。

③航空機器事業

海外では、ボーイング社の機体生産の増加や、米国子会社を拠点としたエアラインへの販売促進活動の結果、旅客機用装備品および補用品の売上が増加しました。また日本でも、防衛省向けの売上が増加しました。

この結果、当事業の売上高は192億7千5百万円(前年同四半期比12.7%増)、営業損失は1億6千3百万円となりました。

④産業機器事業

ターボ分子ポンプは、日本および北米で半導体製造装置および液晶製造装置向けを中心に増加しました。ガラスワインダーは、中国で大型案件があり増加しました。また油圧機器は、産業車両(フォークリフト)、特装車両向けなどで堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は247億9千1百万円(前年同四半期比9.3%増)、営業利益は14億4千8百万円(同6.3%増)となりました。

⑤その他の事業

当事業の売上高は45億1千万円(前年同四半期比0.8%増)、営業利益は8億5千万円(同7.4%減)となりました。

(注)セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでいません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)はつぎのとおりです。

当社は、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます)ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同条第3号ロ(2))の一つとして、平成23年6月29日開催の第148期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て継続した当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の内容を一部改定した上、継続することとし(以下、改定後のプランを「本プラン」といいます)、その具体的な内容を決定し、平成26年6月27日開催の第151期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て本プランを継続しました。

イ 基本方針

当社取締役会は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社取締役会は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は「科学技術で社会に貢献する」という社是を実現するために、計測、医用、航空、産業機器を中心とする先端的な製品とサービスを提供するメーカーとして、将来を見据えた基礎研究や先進的な製品・事業の開発・製造・マーケティングのために多くの経営資源を投下しており、これらの経営施策が効果的に事業上の成果をもたらすためには、経営・事業方針の継続性を維持する必要があります。また、企業をとりまく激動する情勢のなかで、当社が持続的に成長を遂げていくための最大の源泉は、社是・経営理念や事業目標の実現に向けた従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした人材と組織、これを基盤とするノウハウや創意の蓄積と創造的な活力であり、それらを育む企業風土であります。このように、当社の企業価値は、当社がこれまでに投じ、培ってきた有形無形の財産と、その財産を活用して、長期的に発揮させていく的確な経営諸施策の遂行にその重要な源泉があります。

こうした当社の企業価値の源泉および中期経営計画の取組みが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

ます。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために代替案の提示や買収者との交渉を行うことを可能としたりすることなどの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

ロ 本プランの概要

①買付等に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といいます)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます)に対し、(i)事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

②対抗措置の概要

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下「対抗措置」と総称します)を行うものとし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

③取締役会の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、対抗措置の発動または不発動の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役および有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、特別委員会は、当社社外取締役1名、社外監査役1名および社外の有識者1名により構成されています。

④本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第151期定期株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとします。

ハ 本プランの合理性

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。本プランは、第151期定期株主総会における株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に対抗措置の発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしていること、本プランの有効期間の満了前であっても当社株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止できること等、株主意思を重視するものです。また、独立性の高い委員によって構成される特別委員会が設置され、当社取締役会が対抗措置の発動を決定するにあたっては特別委員会の勧告を最大限尊重するものとされていること、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること等により、公正さ・客観性が担保されています。以上より、本プランは当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、64億2千5百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,070,227	同左	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は1,000株です。
計	296,070,227	同左	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	-	296,070	-	26,648	-	35,188

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

(平成27年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,212,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 293,111,000	293,111	-
単元未満株式	普通株式 1,747,227	-	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	296,070,227	-	-
総株主の議決権	-	293,111	-

(注) 1 単元未満株式数には当社所有の自己株式289株が含まれています。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれています。

② 【自己株式等】

(平成27年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社島津製作所	京都市中京区 西ノ京桑原町1番地	1,212,000	-	1,212,000	0.41
計	-	1,212,000	-	1,212,000	0.41

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)および第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	41,360	43,200
受取手形及び売掛金	103,205	92,132
商品及び製品	41,535	43,370
仕掛品	16,193	21,831
原材料及び貯蔵品	17,137	18,511
繰延税金資産	9,492	7,576
その他	6,998	7,572
貸倒引当金	△1,106	△1,158
流动資産合計	234,817	233,037
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	38,749	39,494
機械装置及び運搬具（純額）	5,344	6,346
土地	18,243	18,667
リース資産（純額）	2,399	2,323
建設仮勘定	1,558	344
その他（純額）	9,134	9,525
有形固定資産合計	75,430	76,703
無形固定資産	7,298	7,374
投資その他の資産		
投資有価証券	13,761	16,072
長期貸付金	177	186
繰延税金資産	5,195	5,164
その他	3,606	3,596
貸倒引当金	△454	△406
投資その他の資産合計	22,286	24,613
固定資産合計	105,015	108,691
資産合計	339,832	341,728

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	51,596	51,634
短期借入金	8,738	7,468
リース債務	897	959
未払金	12,034	11,385
未払法人税等	5,056	1,144
賞与引当金	7,268	3,268
役員賞与引当金	306	207
その他	14,737	18,025
流動負債合計	100,635	94,093
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	930	985
リース債務	1,698	1,569
役員退職慰労引当金	187	173
退職給付に係る負債	10,563	9,207
その他	800	713
固定負債合計	29,179	27,649
負債合計	129,815	121,743
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,648	26,648
資本剰余金	35,188	35,188
利益剰余金	134,871	145,129
自己株式	△796	△844
株主資本合計	195,912	206,122
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,200	5,761
為替換算調整勘定	6,816	5,753
退職給付に係る調整累計額	1,839	2,070
その他の包括利益累計額合計	13,856	13,585
非支配株主持分	248	276
純資産合計	210,017	219,985
負債純資産合計	339,832	341,728

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	216,073	241,255
売上原価	128,506	140,720
売上総利益	87,566	100,535
販売費及び一般管理費	72,795	78,290
営業利益	14,770	22,245
営業外収益		
受取利息	135	154
受取配当金	188	195
受取保険金	164	86
為替差益	1,020	-
助成金収入	350	426
その他	545	506
営業外収益合計	2,404	1,368
営業外費用		
支払利息	159	127
為替差損	-	304
その他	1,012	920
営業外費用合計	1,172	1,351
経常利益	16,003	22,261
特別利益		
固定資産売却益	31	34
投資有価証券売却益	9	-
特別利益合計	41	34
特別損失		
固定資産処分損	132	156
投資有価証券評価損	-	88
契約変更に伴う精算金	915	-
特別損失合計	1,047	244
税金等調整前四半期純利益	14,997	22,052
法人税、住民税及び事業税	3,425	5,157
法人税等調整額	1,025	1,561
法人税等合計	4,451	6,719
四半期純利益	10,546	15,332
非支配株主に帰属する四半期純利益	54	62
親会社株主に帰属する四半期純利益	10,492	15,270

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
四半期純利益	10,546	15,332
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,301	561
為替換算調整勘定	8,549	△1,071
退職給付に係る調整額	215	230
その他の包括利益合計	10,066	△279
四半期包括利益	20,613	15,053
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	20,550	15,000
非支配株主に係る四半期包括利益	62	52

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しています。加えて、四半期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期累計期間および前連結会計年度については、四半期連結財務諸表および連結財務諸表の組替えを行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形割引高	600百万円	600百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)はつぎのとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費	5,836百万円	7,075百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,327	4.50	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	1,474	5.00	平成26年9月30日	平成26年12月4日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,359	8.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	2,653	9.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	計測機器	医用機器	航空機器	産業機器	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	131,005	40,818	17,097	22,676	211,597	4,476	216,073	-	216,073
セグメント間の 内部売上高	26	26	47	60	161	960	1,122	△1,122	-
計	131,032	40,845	17,144	22,736	211,759	5,436	217,195	△1,122	216,073
セグメント利益 又は損失(△)	15,578	226	△1,640	1,362	15,525	918	16,444	△1,673	14,770

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、不動産管理、ソフトウェア開発、製品設計、建設舗床業等の事業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額△1,673百万円は、セグメント間取引消去額△9百万円および各報告セグメントに配賦しない試験研究費△1,663百万円です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	計測機器	医用機器	航空機器	産業機器	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	148,078	44,599	19,275	24,791	236,744	4,510	241,255	-	241,255
セグメント間の 内部売上高	56	6	60	55	179	956	1,135	△1,135	-
計	148,134	44,606	19,335	24,847	236,924	5,467	242,391	△1,135	241,255
セグメント利益 又は損失(△)	21,549	△225	△163	1,448	22,608	850	23,459	△1,214	22,245

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、不動産管理、ソフトウェア開発、製品設計、建設舗床業等の事業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額△1,214百万円は、セグメント間取引消去額5百万円および各報告セグメントに配賦しない試験研究費△1,219百万円です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、つぎのとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益	35円58銭	51円79銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	10,492	15,270
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益 (百万円)	10,492	15,270
普通株式の期中平均株式数 (千株)	294,901	294,862

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当

平成27年11月6日開催の取締役会において、つぎのとおり中間配当を行う旨決議しました。

①中間配当金の総額 2,653,721,442円

②1株当たりの金額 9円00銭

③支払請求の効力発生日および支払開始日 平成27年12月4日

(注) 平成27年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月4日

株式会社 島津製作所

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 弘 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 津 誠 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 渕 貴 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社島津製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島津製作所及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。